

# 新規学校卒業者の採用内定取消しへの対応

新規学校卒業者の採用内定取消し(ハローワークが指導中のものを含む)について、全国のハローワークが確認している事案は、**271事業所、1,215人(高校生206人、大学生等1,009人)**である。(平成21年1月23日現在)

当  
面  
の  
取  
組

## 特別相談窓口の設置

- 採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するための特別相談窓口を、全国の学生職業センター等に設置  
〈支援の内容〉
  - ・ 採用内定取消しを行おうとする事業主に対して、その回避等について指導を実施
  - ・ 就職を希望する大学生等に対して、求人情報の提供、職業紹介等を実施

## 「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知

- ハローワークから事業主等にパンフレットを配布、厚生労働省等のホームページへの掲載
  - 事業主団体への要請
- (注)事業主が新卒者の採用に当たり考慮すべき事項を取りまとめたものであり、①事業主は採用内定取消しを防止するため最大限の努力を行うこと、②採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、合理的理由がない限り取消しは無効とされること等を盛り込んでいる。

## 大学等とハローワークの連携強化

- 大学等と連携した採用内定取消しに関する情報の的確な把握、特別相談窓口に関する情報の学生への提供

## 新たな雇用対策に関する提言(与党新雇用対策に関するPT) 20年12月5日

### ①内定取消しに関する相談、企業指導等の強化

特別相談窓口の設置、ハローワークによる取消事案の一元的把握や企業名の公表(平成21年1月19日に改正職業安定法施行規則等を公布・施行)等

### ③新卒者の雇用の安定確保

新卒者採用後直ちに教育訓練・出向・休業をさせて雇用維持する場合も雇用調整助成金等の対象に特例的に追加

### ②内定取消し学生のマッチングの促進

年長フリーターのための特別奨励金の対象に特例的に追加等

### ④22年3月卒業者に対する就職支援の強化

就職面接会の拡充、新卒者の採用拡大等について事業主団体へ要請

新  
た  
な  
雇  
用  
対  
策

12月9日

※可能なものから順次実施(②③④は20年度二次補正、21年度予算等において速やかに実施)

## 〈 新たな雇用対策でこれまでに実施したもの 〉

- ・ 経済団体に対し、内定取消しは解雇権濫用の問題が生じるものであることに留意し、その防止に最大限の努力するよう要請を行う。

12月 1日	総理と産業界の雇用等に関する懇談会	(総理、厚生労働大臣)
12月12日	全国中小企業団体中央会、日本自動車工業会へ要請 関係98団体へ厚生労働大臣名にて要請文を発送	(厚生労働副大臣)
12月17日	日本商工会議所へ要請	(厚生労働大臣)
	電機・電子・情報通信産業経営者連盟へ要請	(職業安定局長)
12月19日	日本経済団体連合会へ要請	(厚生労働大臣)

- ・ 企業名公表等を含む企業指導の強化について、職業安定法施行規則を改正し、平成21年1月19日に公布・施行。